

危険物製造所等仮使用承認済掲示板

危険物製造所等仮使用承認書の交付を受けた者は、仮使用をする場所の見やすい箇所に掲示板を掲示しなければなりません。

根拠法令	西胆振行政事務組合危険物規制規則第4条第2項 前項の承認書の交付を受けた者は、仮使用をする場所の見やすい箇所に掲示板（別記様式第10号）を掲示しなければならない。
------	--------------------------------------------------------------------------------------

別記様式第10号 (第4条関係)

消 防 法 に よ る 仮 使 用 承 認 済	
製 造 所 等 の 別	貯蔵所
承 認 年 月 日 ・ 番 号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 西胆消本 承認第 15 号
承 認 行 政 庁 名	西胆振行政事務組合

備考 大きさは、縦 25 センチメートル、横 35 センチメートル以上とする。